

◎引き上げ分の地方消費税収について

消費税率(国・地方)については、平成26年4月1日に5%から8%に、令和元年10月1日に8%から10%に引き上げられました。消費税率引上げの趣旨は、今後も増加が見込まれる「社会保障4経費」(年金、医療、介護、少子化)の財源確保にあることから、引き上げ分の地方消費税収は、全て社会保障施策に要する経費に充てることとなります。

(歳入)

・地方消費税交付金(社会保障財源化分) **431,000** 千円

(歳出)

・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 (単位:千円)

区分	事業費	財源内訳			
		国県支出金	地方債	その他	一般財源
社会福祉	3,408,167	2,153,601	0	60,260	1,194,306
社会保険	1,042,095	174,573	0	0	867,522
保健衛生	308,302	13,818	0	5,726	288,758
合計	4,758,564	2,341,992	0	65,986	2,350,586

※事務費、人件費は除外